

目 次

はしがき

第1章 序 論	I
第1節 問題の所在	1
第2節 択一的競合における因果関係の推定とその正当化根拠	4
1 近時の議論状況	4
2 残された課題	5
第3節 「累積的競合」における因果関係の推定とその正当化根拠	7
1 近時の議論状況	7
2 残された課題	9
第4節 小 括——本書の検討課題および分析方法	11
1 ここまで整理と検討課題の提示	12
2 研究方法	13
3 基礎とする競合類型	14
4 検討の順序	18
第2章 複数行為者の不法行為責任に関する従来の議論	19
第1節 民法典起草段階から山王川事件判決の直前まで(【1】期)	19
1 旧民法における議論	20
2 民法典の起草者の見解と起草直後の議論状況	21
民法典の起草者の見解／民法典起草直後の議論状況／小括	
3 客観的共同説の形成	31
横田秀雄の見解／川名兼四郎の見解／鳩山秀夫の見解／小括	
4 主観的共同説からの批判	38
末弘嚴太郎の見解／中村武の見解／磯谷幸次郎の見解／川島武宜の見解／小括	

5	客観的共同説の通説化と新たな動向	45
	我妻栄の見解／加藤一郎の見解／川井健の見解／小括	
6	裁判例の動向	51
	1項前段に関する裁判例／1項後段に関する裁判例	
7	【1】期の小括	61
第2節 山王川事件判決から1980年代後半まで（【2】期）		64
1	学説における新たな傾向	65
	分割責任を主張する学説／減免責の主張を許す連帶責任の萌芽／小括	
2	複数行為者の不法行為責任に関する理論枠組みの再考	77
	四日市判決とその意義／学説による共同不法行為論の再構成	
3	【2】期の小括	101
第3節 1990年から2010年まで（【3】期）		102
1	実務の動向	102
	大気汚染訴訟／じん肺訴訟	
2	学説の動向	114
	澤井裕の見解／大塚直の見解／吉村良一の見解／能見善久の見解／渡邊知行の見解／小括	
3	【3】期の小括	124
第4節 従来の議論における問題点と比較法研究を行う趣旨		126
1	従来の議論における問題点	126
2	比較法研究を行う趣旨	129
第3章 ドイツ民法830条1項2文の責任根拠および責任構造		131
第1節 はじめに		131
第2節 ドイツ民法830条1項2文の趣旨および正当化根拠に関する議論		133
1	はじめに	133
2	行為者側からのアプローチ	134
	行為の非難性に着目する見解／行為の危険性に着目する見解	
3	被害者側からのアプローチ	137
	マリアンネ・ハウナーの見解／クリスティーナ・エーベルルボルゲスの見解	

第3節 判例および学説による関与者概念の理解	140
1 判例による関与者概念の理解	141
2 学説による関与者概念の理解	144
第4節 具体的危険性	147
1 はじめに	147
2 具体的危険性の基準	149
過失責任の場合／危険責任の場合	
3 行為の具体的危険性を要求する意義	161
第5節 検 討	163
1 賠償請求権の確定性と1項2文の趣旨	163
賠償請求権の確定性を不要とする見解／賠償請求権の確定性を必要とする見解／1項2文の趣旨	
2 関与者概念および行為の具体的危険性	173
3 次章への架橋	173
第4章 ドイツ法における寄与度不明事例の取扱いについて	175
第1節 は じ め に	175
第2節 略奪事例と寄与度不明	177
1 は じ め に	177
2 裁判実務の動向	177
3 学説の動向	179
支配的な学説／少数説	
第3節 環境責任の事例と寄与度不明	184
1 は じ め に	184
2 水管理法89条1項2文の事例に関する議論	185
はじめに／判例／学説の反応	
3 環境責任の事例一般に関する議論	194
はじめに／因果関係の推定に関する議論／責任範囲に関する議論	
4 小 括	215
第4節 検 討	216

第5章 「1項後段責任」の意義と限界	221
第1節 比較法研究の成果	221
1 ドイツ民法830条1項2文の特質	221
2 寄与度不明の事例に対する対応	224
3 日本法への示唆	225
第2節 複数行為者の不法行為責任に関する従来の議論	227
1 【1】期の議論状況	228
2 【2】期および【3】期の議論状況	229
累積的競合(寄与度不明)への法的対応／1項後段の趣旨および 要件に関する議論	
第3節 建設アスベストの事例に関する近時の動向	231
1 建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決	232
2 学説の議論	237
1項後段の趣旨および適用要件／1項後段の類推適用	
第4節 「1項後段責任」の基礎理論	248
1 複数行為者の不法行為責任における1項後段の意義	248
2 1項後段の趣旨および適用要件	254
1項後段の趣旨／1項後段の適用要件	
3 1項後段の類推適用	261
広義の寄与度不明の1項後段における位置付け／類推適用が要請 される2つの場面／可能的共働惹起の事例と行為の具体的危険性／ 連帯責任による解決の妥当性	
第6章 結語	273
1 本書が獲得した知見	273
2 残された課題	276

判例索引

事項索引